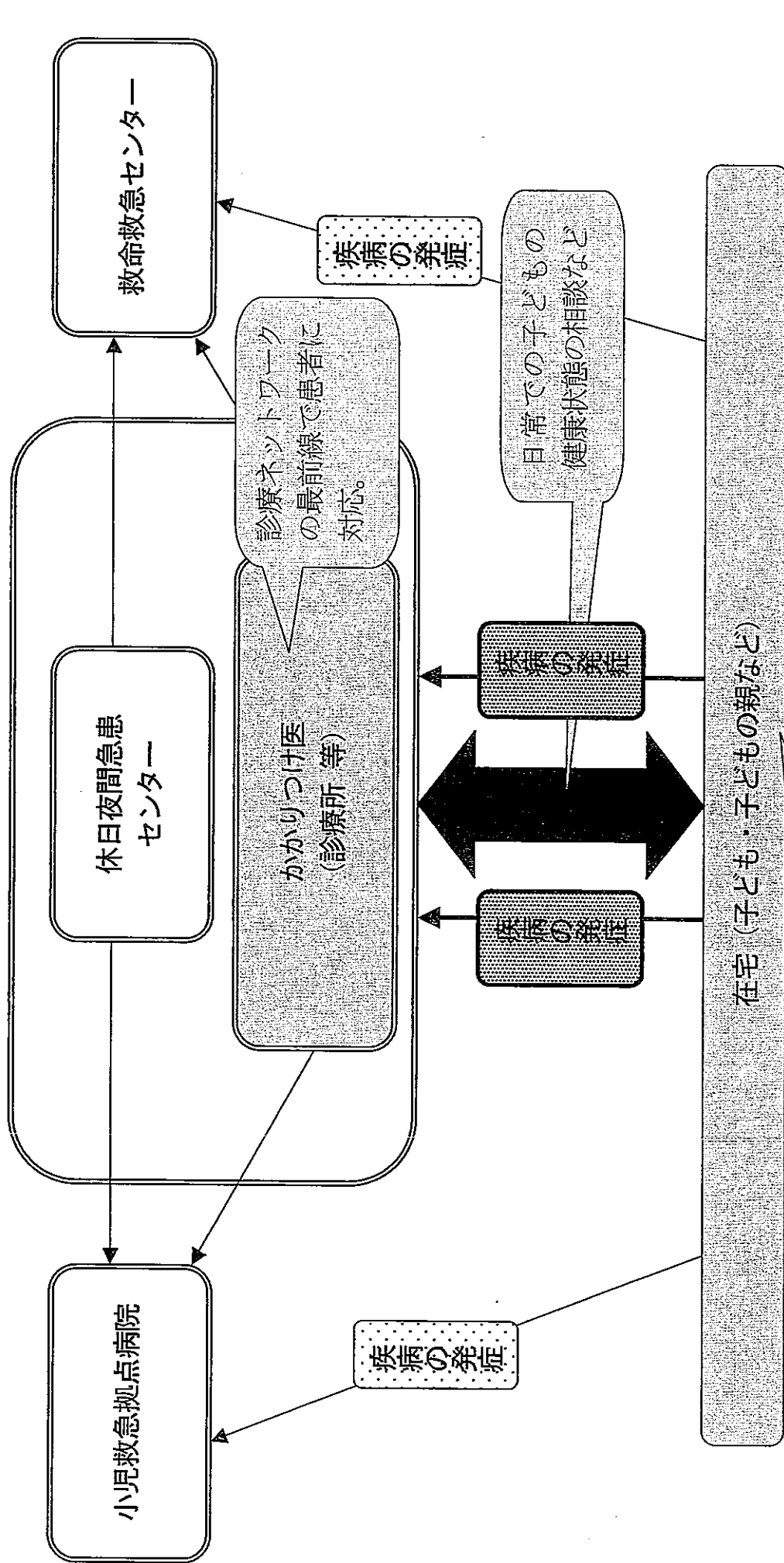


日常医療圏の診療ネットワークのイメージ（「小児救急」の場合）



かかりつけ医の充実や診療ネットワークに関する住民への情報提供により、患者の受療行動にも変化が期待。

保健医療提供体制交付金（仮称）と保健医療提供体制推進事業補助金（仮称）の流れ（スキーム）

I. 都道府県による保健医療提供体制事業計画（※）の作成

◎都道府県は、国が示す医療機能、患者の疾病動向等の全国共通の指標に沿って、地域のニーズを把握し、あるべき保健医療提供体制の目標（数値目標）を「保健医療提供体制事業計画」に明示。同時に、当該計画を達成するために必要な施設整備や事業に係る金額を算出。 ※「医療計画」、「健康増進計画」及び「地域保健計画」に基づくものをいう。

II. 国による交付額・補助額の算定

◎国は都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」について、客観的な基準（病床利用の効率化、療養環境の状況など）によって優先順位を確認。交付額・補助額は都道府県が算出した金額を基に、一定の算出方法により算出した金額を交付。

III. 都道府県による保健医療提供体制事業計画の実施

◎保健医療提供体制事業計画に基づいて交付された交付金・補助金により、都道府県において地域の保健医療提供体制を構築（交付金については、国による細かな指導や関与はなく、「保健医療提供体制事業計画」の範囲内であれば使途に裁量がある。統合補助金についても補助事業の執行・事務手続きなどについて簡素化を図り、都道府県の自由度を高める。）。

IV. 都道府県による政策評価の実施（計画の見直し）

◎都道府県は、国が示す政策評価項目に沿って、地域の保健医療提供体制を個別に政策評価し、次年度以降の施設整備や事業に係る見直しを実施。

医療計画における記載事項について (案)

1. 現状の記載事項
現在の医療計画において、必ず記載しなければならない項目として医療法第30条の3第2項に規定している事項は以下のとおり。

事	項	記載内容 (医療計画作成指針より抜粋)
○区域 (二次医療圏及び三次医療圏) の設定に関する事項 (医療法第30条の3第2項第1号及び第2号)		(1) 二次医療圏の区域 (2) 三次医療圏の区域
○基準病床数に関する事項 (医療法第30条の3第2項第3号)		(1) 療養病床及び一般病床 (2) 精神病床 (3) 結核病床 (4) 感染症病床
○地域医療支援病院の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項 (医療法第30条の3第2項第4号)		(1) 二次医療圏における地域医療支援病院の整備目標 (2) その他機能を考慮した医療提供施設の整備目標 都道府県が必要とする疾病対策別の医療機能に関する調査結果に基づき整備目標
○医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等 病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項 (医療法第30条の3第2項第5号)		(1) 医療関係施設相互の機能分担及び業務連係
○休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項 (医療法第30条の3第2項第6号)		(1) 救急医療体制 初期救急医療機関 (在宅当番医、休日・夜間急患センター)、第二次救急医療機関 (精神科救急を含む24時間体制の救急病院、病院群輪番制病院及び有床診療所)、第三次救急医療機関 (救命救急センター)、救急医療情報センターの整備 (2) ① 小児救急医療体制に加えて、特に休日・夜間などにおける小児救急医療について、通常の救急医療体制を踏まえた体系的な初期、二次、三次の救急医療体制の整備 ② 子供、どもを保持する情報提供体制 (3) 病院前救急隊員の研修体制の充実強化や救急隊員の資質の向上、救急医療機関、消防機関及び行政機関における相互の連係強化等を含む病院前救急体制の確立についての方策 (4) ① 大規模災害等、健康危機管理事案等発生時の医療提供体制の確保 ② 大規模災害時における医療提供体制の確保 訓練計画や計画の管理体制の構築

事	記載内容（医療計画作成指針より抜粋）
○へき地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項（医職法第30条の3第2項7号）	(1) 「第九次へき地保健医療計画の策定について」に基づく、へき地医療の確保
○医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項（医職法第30条の3第2項8号）	(1) 医療従事者の確保方策と必要に応じ確保の目標の設定 (2) 医療従事者の資質向上のための方策
○その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項（医職法第30条の3第2項9号）	(1) 保健・医療・福祉の連係 (2) 医療情報システムの整備等

2. 記載事項として追加すべき項目（案）を達成するための具体的な数値目標として位置づけ、医療提供体制の整備に係る進捗状況の把握とその達成度の評価を実施できるような適切な指標を選択し、導入しておく必要がある。医療提供体制の整備に係る進捗状況の把握とその達成度を平成18年の医療制度改革の方向性として、評価可能な形で医療計画に記載すべきものとして法令上明確に位置づけることとを検討する。

事	記載事項と理由
○医療安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全支援センターが行う活動 ・医療機関における医療機器の保守管理 	<p>身近な地域において医療に関する患者の苦情や相談等に迅速に対応する相談体制を整備し、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築に取り組んでいくため、都道府県並みに二次医療圏ごとと並べ、医療機関と保健所設置市及び特別区において医療安全支援センターを設置することを踏まえ、医療安全支援センターが行う活動について医療計画に位置づける必要がある。</p> <p>医療機関で使用されている医療機器の保守管理については、医療機関が自らあるいは委託により行うこととされているが、医療機器産業ビジョン（平成15年3月31日厚生労働省策定）においては、医療機器の保守点検について適正に行われ、現時的・効果的に実施されている。このように医療機関における医療機器の保守管理・適正使用をより効果的・効率的に行うためには、医療機器の保守管理の保守点検について適正に行われ、現時的・効果的に実施されている。</p>

事 項	記 載 事 項 と す る 理 由
<p>○公的病院等が提供する医療サービスの明確化</p>	<p>地域における公的病院等の業務の提供は、医療機関の連携と役割分担の明確化を図ることが必要である。また、公的病院等の連携医療サービスの提供は、医療機関の連携と役割分担の明確化を図ることが必要である。また、公的病院等の連携医療サービスの提供は、医療機関の連携と役割分担の明確化を図ることが必要である。</p>
<p>○認定された医療法人が提供する公益性の高い医療の明確化</p>	<p>住民医療、救急医療、地域医療、公立医療機関の連携と役割分担の明確化を図ることが必要である。また、住民医療、救急医療、地域医療、公立医療機関の連携と役割分担の明確化を図ることが必要である。</p>

※ 「小児救急医療」、「病院前メディカルコントロール体制」及び「在宅医療の推進」については、医療計画作成指針により記載事項として例示している。